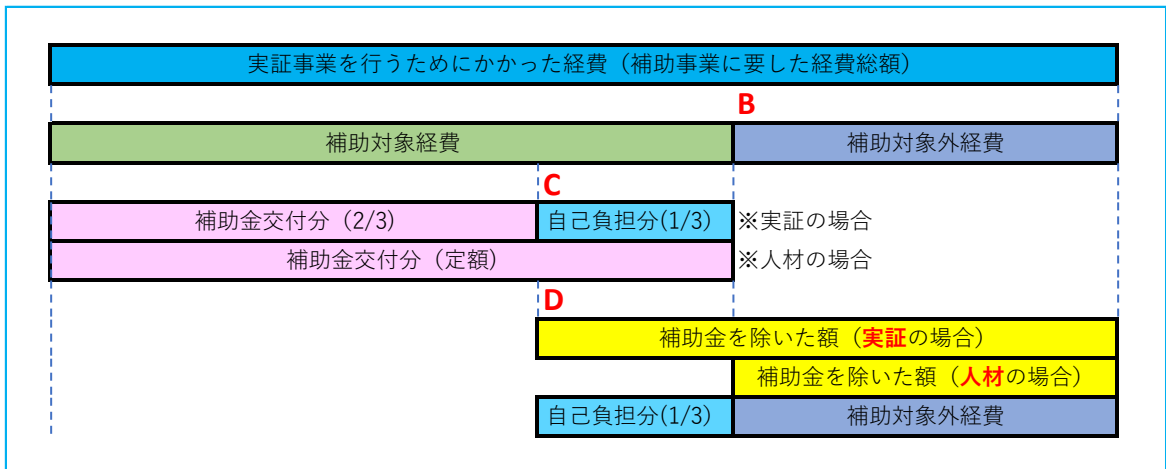


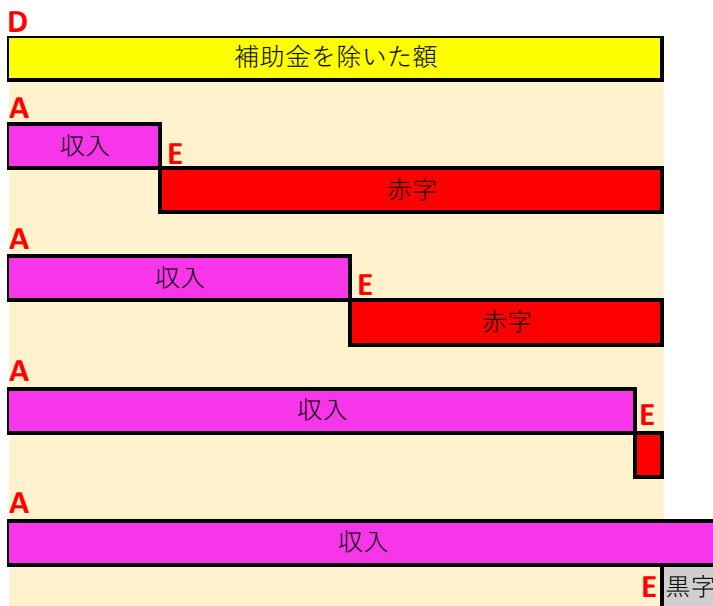
参考資料：収益納付の考え方

【補助事業に要した金額の内訳について】

※A~Bは「収益納付に係る報告書」 3. の金額と対応



◎補助対象経費のうち自己負担金分と補助対象外経費を足した額（下図黄色部分）を控除対象とし、実際に得た収入（下図ピンク部分）の金額との差額を計算する。
 $収入（A） - 経費（D） = 収益（E）$



◎Eの数字がプラス（1円以上の黒字）になった場合に収益納付が発生する。

← 収益納付が必要

以下の条件に従い、**収益納付に係る報告書**を選択してください。

Aの収入がない場合

➡ 収入なし

Aの収入があり、**E**の金額がマイナス（赤字）となる場合

➡ 収益なし

Aの収入があり、**E**の金額がプラス（黒字）となる場合

➡ 収益あり